

人事・労務を見つめる・・・



Nozomi-Planning レポート



平成 30 年 4 月号 Vol.136



撮影地

滋賀県守山市

「比良の暮雪」

撮影者

西澤

美恵子

今月のTOPICS

【人事・労務】

- ・今春闘の動向
- ・特定派遣事業者の許可申請、
猶予期間の終了迫る！

【その他】

- ・手続きにおける個人番号
(マイナンバー)の利用開始
- ・春・夏・冬のはなし Vol.88
- ・今月の書籍紹介
「百歳人生を生きるヒント」
- ・4月の税務と労務の手続[提出先・納付先]



のぞみプランニングは「健全な事業運営」「働く人々のやる気の向上」等を応援する **社会保険労務士** を中心としたコンサルティングオフィスです。

人に関する法律の専門家として、あらゆる相談、トラブル解決のお手伝いをします。また、他士業（弁護士・公認会計士・税理士・中小企業診断士・行政書士・FP等）との幅広いネットワークでトータル的にバックアップします。

【発行元】 合同会社のぞみプランニング
〒530-0012 大阪市北区芝田1丁目4-17-5F
TEL (06) 6377-6177 FAX (050) 3488-0145

【企画・編集】 合同会社のぞみプランニング
〒530-0012 大阪市北区芝田1丁目4-17-5F
TEL (06) 6377-6177 FAX (050) 3488-0145
理念：「共に学び、共に育み、共に分かち合う」
[http:// www.nozomiplanning.com/](http://www.nozomiplanning.com/)

◆ 人 事 労 務 ◆

■ 今春闘の動向

今春闘のベア・賃上げの状況について連合からの発表では「追い風となる成果」があったなど昨年を上回る水準での動きとなっているようです。

◆ 回答水準は昨年を上回る基調に

連合（神津里季生会長）は14日、金属大手を中心とする回答引き出しを受けて記者会見を開きました。集中回答日には、金属大手などが5年連続でベア・賃金改善などの賃上げ分を獲得したほか、U Aゼンセン、情報労連、運輸労連、交通労連、航空連合、J E C連合、フード連合などの傘下の組合も回答を引き出しました。なかには、非正規関連の回答が示された組合もあります。連合は同日、「回答水準は昨年水準を上回る基調にあり、追い風となる成果だ」などとする春季生活闘争アピールを公表しました。

◆ 通信大手や運輸・交通関係でも早期回答が

連合が14日17時30分時点でまとめた「回答速報」によると、金属大手やU Aゼンセンの回答（詳細は別記事）など、同日を回答指定日とした産別の組合で回答が引き出されました。

主な回答内容を見ると、情報労連ではN T Tグループ8社の労組が平均方式で4,000円を要求したのに対し、1,800円（基準内および成果手当）の回答を引き出したほか、K D D I 労組も平均6,700円の要求に対し、1,782円の回答を得ました。K D D I 労組は、約2,100人いる非正規組合員の賃金改善にも取り組み、こちらは平均1,300円の回答が示されました。

一方、今春闘での賃上げ要求額を1万1,000円とした運輸労連は、ヤマト運輸労組が3,327円、名鉄運輸労組が2,404円、全新潟運輸労組が3,103円の回答をしました。要求額を1万1,000円中心とした交通労連も、日本梱包運輸倉庫（8,000円の要求に対し2,378円の回答）や、飛騨運輸（1万1,000円の要求に対し2,068円）、西肥自動車（6,800円の要求に対し3,500円）などの労組が回答を引き出しました。

交通・運輸関係では、航空連合のA N A 労組（1,500円）とB T C 労組（1,700円）も賃上げ分を獲得しました。航空連合傘下では、非正規賃金の回答も目立ち、時給では、C T C、L T C、A N A A S の3労組が契約社員に10円、W I N G S 労組も再雇用社員に15円の引上げを獲得しました。月給でも、A N A 労組（雇用延長嘱託社員1,500円、継続雇用嘱託社員600円、部分就労社員1,500円）、W I N G S 労組（フル勤務嘱託社員2,000円、部分勤務嘱託社員1,600円）、A N A A S 労組（嘱託社員1,500円）などの回答が示されています。

このほか、J E C 連合では富士フィルム労組が8,300円（2.20%、賃上げ分1,500円）、フード連合のサッポロビール労組もベア2,000円を引き出しました。

◆ 交渉を継続している組合に向けて元気の出る内容



こうした状況について神津会長は、「賃上げが昨年を上回る水準になっていることを率直に受けとめる。さらに交渉を継続している組合に向けて元気の出る内容だ」と評価しました。そのうえで、「これまでは第一のヤマ場で大手の様子を見て回答を引き出すことがどうしてもあったが、待つ必要はないという形で、水準が高いところも含め、かなり回答が出ていることが大きな特徴だ」と指摘しています。「今後、より広がりを持たせていくことが問われている」と述べ、賃金相場の底上げの波及に注力していく考えを強調しました。

また、連合は同日、集中回答日の結果を受けて、「回答水準は、昨年水準を上回る基調にあり、交渉継続中の組合にエールを送り、また追い風となる成果」「すべての働く者の処遇の「底上げ・底支え」「格差是正」を実現するためには、本日までに示された回答内容を、続く中堅・中小組合はもとより、未組織を含めたすべての働く者の賃金引き上げに確実に波及させなければならない」などとする神津中央闘争委員長名の「2018 春季生活闘争アピール」を公表しました。

■ 特定派遣事業者の許可申請、猶予期間の終了迫る！

労働者派遣法が改正され、特定労働者派遣事業を行っていた事業所で今後も派遣事業を行う場合、猶予期間（平成 30 年 9 月 29 日まで）の終了までに、派遣事業の許可を得る必要があります。

◆ すべて許可制へ

労働者派遣法の改正により、平成 27 年 9 月 30 日より「特定労働者派遣事業」と「一般労働者派遣事業」の区別は廃止され、すべての派遣事業が許可制となりました。特定派遣は無期雇用等の労働者だけを派遣するもので、届出をすれば事業を行うことができました。一方、有期雇用の労働者を派遣できる一般派遣は一定の条件を満たし許可を得なければならないため、特定派遣の方が派遣事業に参入しやすいものでした。

施行日の時点で一般派遣を営んでいる事業者は、その許可のまま引き続き派遣業を行えますが、施行日の時点で特定派遣を営んでいる事業者については、そのまま事業を行えるのは平成 30 年 9 月 29 日までです。

特定派遣の事業者が引き続き派遣事業を行うのであれば、都道府県の労働局において派遣事業の許可申請の手続きをする必要があります。なお、許可申請から実際に許可が下りるのは、申請月から 3 か月目の初日です。

◆ 新たな許可基準

派遣事業の許可を得るには、事業所の面積（20 ㎡以上）、派遣元責任者の選任、個人情報適切な管理（一定の面談スペース、施錠できる保管場所等）など、多くの要件があります。これらを事前にしっかりチェックして準備しておく必要があります。例えば派遣元責任者はあらかじめ所定の講習を受講していなければならないなど、許可申請までに準備すべきことがたくさんありますので、早めに準備しましょう。

さらに今回の派遣法の改正では、許可基準も見直されています。最も注目されるのが「キャリア形成支援制度」を設け実施することです。「キャリア形成支援制度」とは「派遣労働者のキャリア形成を念頭に置いた段階的かつ体系的な教育訓練の実施計画を定めていること」とされ、雇用するすべての派遣労働者を対象とし、有給かつ無償で実施するなど一定の要件に基づき行う必要があります。

なお、この教育訓練は、少なくとも採用後 3 年間について、派遣労働者一人当たり毎年おおむね 8 時間以上実施しなければなりません。

◆ 小規模事業主への暫定措置

許可を受けるにあたりポイントとなるのが、事業者の資産状況です。派遣法では、派遣労働者が不安定な生活にならないよう派遣業者の貸金支払能力などをみるため、下表のとおり一定の資産があることを要件としています。今回の改正では、猶予措置が設けられていますが、許可の更新（許可の有効期間：初回 3 年、その後 5 年）のときに猶予措置が終了していれば、本来の資産基準を満たす必要があります。

原則

（基準資産額）「資産の総額」－「負債の総額」＝「2,000 万円×事業所数」以上
 （現預金額） 「1,500 万円×事業所数」以上

※資産の総額に繰延資産、営業権は含みません。



猶予措置

① 常時雇用する派遣労働者が 10 人以下	暫定措置として当分の間、「基準資産額 1,000 万円」 「現預金額 800 万以上」
② 常時雇用する派遣労働者が 5 人以下	平成 30 年 9 月 29 日まで、「基準資産額 500 万円」 「現預金額 400 万円」

※いずれも中小企業の事業主であって、1 つの事業所のみを有する場合です。

◆ その他 ◆

■ 手続きにおける個人番号（マイナンバー）の利用開始

◆ 日本年金機構における手続きでのマイナンバー利用！

事業所の社会保険手続きにおける個人番号（マイナンバー）の利用は、当初の予定からかなりの期間、見送られていましたが、いよいよ平成 30 年 3 月 5 日からの利用開始が正式に発表されました。

<日本年金機構におけるマイナンバーへの対応>

<http://www.nenkin.go.jp/mynumber/kikoumynumber/1224.html>

<マイナンバーによる届出・申請、平成 30 年 3 月 5 日からの様式変更について>

<http://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2018/201802/2018022001.html>

◆ 雇用保険の届出にマイナンバーの記載が必要！

平成 28 年 1 月から個人番号（マイナンバー）の利用が開始されている雇用保険ですが、これまではマイナンバーの記載のない届出についても受理が行われていましたが、平成 30 年 5 月以降、マイナンバーの記載が必要な届出等についてマイナンバーの記載がない場合には補正のため返戻される場合があります。

マイナンバーの記載が必要な届出・申請書などは次のとおりです。

- ①雇用保険被保険者資格取得届
- ②雇用保険被保険者資格喪失届
- ③高年齢雇用継続給付受給資格確認票・（初回）高年齢雇用継続給付支給申請書
- ④育児休業給付受給資格確認票・（初回）育児休業給付金支給申請書
- ⑤介護休業給付金支給申請書

<雇用保険手続きの際には必ずマイナンバーの届出をお願いします>

<https://www.lcgjapan.com/pdf/nlb0341.pdf>

<雇用保険の届出にマイナンバーの記載が必要です>

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisaku-jouhou-11600000-Shokugyouanteikyoku/0000153814.pdf>



◆ 特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）へのマイナンバー記載の変更

平成 30 年度税制改正大綱において、当該通知へのマイナンバー記載の取扱いを一部見直す方針が示され、地方税法施行規則が一部改正され、平成 30 年度分以後の個人住民税については、次のとおり取り扱われることとなりました。

- ◆ 書面により特別徴収税額通知を送付する場合は、当分の間、マイナンバーを記載しない。
- ◆ 電子的に特別徴収税額通知を送付する場合（eLTAX や光ディスク等）は、マイナンバーを記載する。



Vol.88 八崎さんの

春・夏・冬のはなし



—あなたもいずれ認知症になる？—

昨秋、わが家に“認知機能検査通知書”なるものが届いた。これを受検しなければ自動車運転免許証の更新手続きができないと書いてあり、その結果に基づいて高齢者講習を別途実施するという。後で分かったことだがその講習は2時間組と3時間組があり、検査結果の点数が一定以下の者は3時間組になるらしい。

地元の自動車教習所は3か月待ちというので止むなく隣り町の教習所で受検。結果は88点で2時間組の講習を受けることになった。

ひと昔前、今の認知症を“ボケ老人”と呼び、それは心ない呼び方だと“痴呆症”に変わった。しかし手元の国語辞典(昭44)には、痴呆とは“脳の障害のため精神作用が減退した状態、おろかな人、バカ…”とあるように人道上も看過できないと思ったのか、厚労省の用語検討委員会によって2004年に“認知症”と呼ぶことに決定した。

しかしこれは病名ではなく、認識したり、記憶したり、判断する力が障害を受け、社会生活に支障をきたす状態のことである。つまり認知症というのは、いちど発達、会得していた知能が、脳のある部位が変化することによって、広範囲で継続的に低下した状態を指しているのである。数多くある病気の1つではあるが“病名”ではないということだ。

よく知られている認知症の特長をみると、①アルツハイマー型認知症…認知症の60%を占めており、記憶障害でよく言われるのが老齢によるもの忘れか、それとも認知症によるもの忘れか…②レビー小体型認知症…幻視が特長で小さなごま粒が虫に見えたり、動物や死んだ人が現れたり③前頭側頭型認知症…万引き・痴漢などの反社会的行動の人格変化。最近の調査では交通事故の危険性がアルツハイマーの10倍とか…。この②と③で30%を占めており、他には若年性やアルコール性などの認知症がある。

このような認知症の最大のリスクは年齢である。現在その患者数は約500万人を数えるが、長寿国のわが国では今後益々増加し、厚労省の発表では平成35年には700万人、65才以上の5人に1人が認知症になると予想している。日常茶飯事のように起こっている高齢者による交通事故や、先の改正道路交通法による認知機能検査、それに呼応するようにメディアが取り上げる医療番組の過半が認知症関連という世相に、国民の関心は高まるばかりだ。

日向ぼっこをしているボケ老人。それが痴呆症に変わり、更に認知症に呼び名は変わったのだが、実際のところ避けるのは非常に困難な病気であることに変わりはない。

多くの製薬会社が認知症の新薬開発に取り組んでいるが目立った成果が得られず、開発中止も相次いでいる。例えばアルツハイマー病とは脳内に貯まる“アミロイドβ”が原因で、それを取り除く研究が続けられてきたが、それだけでは回復が見込めないことも解ってきた。私が勤めていたチバガイギー社が発売している結核の特効薬リマクタンに、ハンセン病への効用を認めて使用されているが、今度は動物実験ではあるがアルツハイマー病に対して予防効果があると発表されたり、つい最近も遺伝性乳がん・卵巣がんの発症に関わる遺伝子が、アルツハイマー病にも関与していることが確認され、治療法開発のヒントになると期待される、などの花火のようなニュースに接するのだが…。発症の仕組みそのものの解明が待たれるところだ。

かつて各県で催される母校OB会に認知症を専門とする教授と同道し「あなたもいずれ認知症になる？」の出前講座をしていたが、遠からずこの？マークも不要となるだろう。

このような状況の中で、地元公民館の第2回市民講座は「認知症と連帯」をテーマに開催することになった。ボケる暇もない忙しい年になりそうだ。

筆者紹介:八崎輝義 日本チバガイギー(株)教育研修課長、取締役人事統括部長、京都薬科大学常任理事を歴任、現京薬会相談役。著書“エイズ”、“京薬会の120年の軌跡”等執筆。



今月の書籍紹介～一押しの一冊をご紹介します～



「百歳人生を生きるヒント」

原作 五木 寛之一

(発行所 日本経済新聞社 842円(税込))

本書では最初に2017年の初めに、世界的ベストセラーとなった書籍2冊を紹介しています。そのうちの1冊が「ライフシフト 100年時代に人生戦略」です。国連の推計として、2007年に日本で生まれた子供の半分は107歳以上生きることが予想されていることが紹介されています。また、100歳以上の人口も6万7824人(2017年9月15日朝日新聞記事より)。これは実に47年連続で増えています。

数十年前までは「人生50年」といわれてきました。実際1947年の日本人の平均寿命は男性50.6歳、女性53.96歳でした。戦争直後ではありますがまさに「人生50年」の時代でした。しかし今や政府が「人生100年時代構想会議」を立ち上げるなど「人生100年」の可能性が高くなってきているといわれています。

本書では「死生観が「人生50年」と考えられていた時代のモノサシのまま、100歳人生に向けた漠然とした不安が蔓延しているのではないのでしょうか。」と問題提起しています。そして「100歳人生を生きるためには、そもそも、これまで信じてきた人生観や死生観の転換が求められます。「人生100年」にふさわしい生き方や人間性についての考え方を、あらためて再構築し、新しい生き方、新しい哲学を打ち立てることが必要ではないか。」(序章より)と述べています。

人間、本来の生き方とは何か。そのことを考える余裕さえなしに、必死で働いてきたのが、「人生50年」時代の生き方でした。100歳人生では真の「生き甲斐」を探すことが後半の50年を生き抜くことではないかと述べています。

この新しい生き方として、50代から100歳への道りを日本人の年代感覚に沿って、10年ごとに区切りその各10年を、どのように歩くかについて考えられています。その要約は次の通りです。

50代の事はじめ・・・これからはじまる、後半の下山の人生を生き抜く覚悟を心身ともに元気な時期から考え始める時期

60代の再起動・・・50代で思い描いた下山を、いよいよ実行する時期。実際にこれまでの生き方、生活をリセット(再起動)する時期

70代の黄金期・・・下山の途中で、突然あらわれる平坦な丘のような場所を十分に楽しみ、活力を補充する時期

80代の自分ファースト・・・社会的しがらみから身を引き、自分の想いに忠実に生きる時期

90代の妄想のすすめ・・・たとえ身体は不自由になっても、これまでに培ってきた想像力で、時空を超えた楽しみに浸る時期

そして2章から6章にかけてそれぞれの年代について詳細に紹介されています。

私も今年60歳になります。加齢を感じつつ本書で紹介された、「経済」、「健康」、「社会情勢」等の不安の中「どのように自分の人生を完成させるか」について1つの道標になる1冊でした。

(執筆 坪内 直樹)



<4月の税務と労務の手続[提出・納付先]>

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付
[郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出
<前月以降に採用した労働者がいる場合>
[公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出
<前月以降に一括有期事業を開始している場合>
[労働基準監督署]

16日

- 給与支払報告に係る給与所得者異動届の提出
<4月1日現在> [市区町村]

5月1日

- 預金管理状況報告の提出[労働基準監督署]
- 労働者死傷病報告の提出
<休業4日未満、1月～3月分>
[労働基準監督署]
- 健保・厚年保険料の納付[郵便局または銀行]
- 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出
[年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況
報告書の提出[公共職業安定所]
- 外国人雇用状況報告
(雇用保険の被保険者でない場合)
<雇入れ・離職の翌月末日>
[公共職業安定所]

～ちょっとブレイク～



撮影者のコメント

琵琶湖の対岸から、頂に雪を残した比良山を菜の花越しに見る。私のふるさと近江の春はまた格別です。
司馬遼太郎も「私はどうしても近江が好きである」と公言し、「街道をゆく」では始まりの地として選んでいます。
昔は分からなかったその魅力ですが今では、山と花と、湖のある風景を見ると、そわそわするような、懐かしいような、不思議な気分になります。 撮影者 西澤美恵子

当事務所より一言

のぞみプランニングは平成15年に創立し、新会社法施行の平成18年5月に「全国第一号」の「合同会社」として法人化しました。早いもので創業16年目を迎えます。

さて、この4月より代表取締役社長に就任することになりました。ご存じでない方もいらっしゃると思いますが、実は二度目の就任となります。現政権の安倍首相も一旦退陣し、そして振り返りました。私もこうして再チャレンジできる場があることにまずは感謝するしかないと思っています。のぞみプランニングの代表として私の中にある大切にしたいことは「信用」「信頼」を重んじること、そして「利他」「感謝」です。AIが進化し、士業の仕事はおびやかされ、不安をあおるようなご時世ではありますが、本当にたいせつなものは何か？を前回の辞任以降の3年で改めて学ばせていただいたような気がしております。もちろんまだまだ学ぶべきことはたくさんありますが、「今、ここに集中」するしかありません。

今後は「のぞみ未来創造プロジェクト(5か年計画)」と銘打って我社の「夢・希望・目標」に向かって未来を創造していきます。同じ志をもった仲間たちと切磋琢磨しながらサービスレベル向上のため更なる成長を続けていく所存でございます。これからも人事・労務の良きパートナーとして幅広い分野で皆様のお役に立てるよう誠心誠意サポートさせていただきます。「誠実・迅速・熱意」をモットーに、お声がかかればどこにでも飛んでいきます。「労働トラブル相談」「就業規則作成」「人事制度の策定」「組織活性化支援」「社会保険・給与計算」等、お気軽にご相談ください。今月ものぞみプランニングレポートをお届けできることを嬉しく思います。皆様との「出会い」「ご縁」「絆」に心より感謝申し上げます。

今年度も皆様のお役に立てるよう社員一同精一杯頑張る所存ですので、何卒よろしくお願い申し上げます。

b y 工藤 英二

